第 2027 回定例研究会要旨(10 月 17 日)

「農村共有資源の共同管理と直接支払いに関する理論的考察

一中国雲南省紅河州元陽県の事例とわが国農村への含意一」

伊藤 順一

今回の報告は、前回(2026回)の続編をな すものである。本研究の結論を先取りしてい えば、協調行動から得られる経済的便益が、 特定の者に集中し、彼らが資源保全コストの すべてを負担すれば、「共有地の悲劇」は回避 される。これは、所得・富の同質性よりも異 質性が,資源の保全・管理に資するという見 解と矛盾しない。しかし、実際には、そうし た格差を是正する所得移転が、協調行動を促 す別の要因として、重要な役割を演じている のである。このことは, 所得に比例的な費用 負担(応益ルールの適用)と直接支払いの必 要性を示唆しており、経済格差と協調行動に 関して識者の意見が分かれる原因は、このグ ロスとネット(所得移転の前後)の経済格差 を混同している点にあると考えられるのであ る。

分析では,中国雲南省紅河州元陽県の稲作, 灌漑管理と森林保全を題材とした。当地の稲 作と灌漑用水の利用は、2種類の地理的・立 地的非対称性によって特徴づけられる。ひと つは、この地域全体で利用できる灌漑用水が 上流農村の森林面積に強く依存するため、水 利権が上流農村に帰属するというものである。 もうひとつは、標高差にもとづく気候条件の 相違により、上流農村では単作、下流農村で は2期作が行われており、土地の利用率が農 村間で異なるというものである。こうした状 況下で,上流農村が利己的に行動すれば,下 流農村は用水不足に見舞われる。反対に、上 流農村が下流域に多くの灌漑用水を供給しよ うとすれば、自村での開墾を制限し、米生産 量の減少を甘受しなくてはならない。われわ

れのモデル分析は、この地域の経済がいわゆる「囚人のジレンマ」に陥りやすいことを示唆している。

本研究の目的は、こうした状態をモデルに よって抽象化した上で、ジレンマを回避し、 相互協調を促す方策を見いだすことにある。 現在、中国で実施されている「退耕還林」政 策は、上流農村の森林伐採を厳しく制限して いる。しかし、こうした政策はパレート効率 性を改善しない。ジレンマの状態を基準とす れば、上流農村の経済厚生が著しく損なわれ るからである。そこで本稿では、上流農村の 利他的な行動(下流農村への灌漑用水の供給) に対する下流農村の裏切り(トランスファー の拒否) を処罰するような制度の導入を提案 した。モデル分析により、このゲームには囚 人のジレンマと相互協調という2つのナッシ ュ均衡が存在するが、後者が唯一の進化論的 安定戦略であることが判明した。 さらに、安 定戦略に至る収束時間が、農村の物理的およ び社会的属性のみならず、制裁金の水準、所 得移転額にも依存することが明らかとなった。

さらに分析では、下流農村から上流農村への所得移転が安定均衡に至る収束時間に及ぼす影響をも検討した。囚人のジレンマから相互協調への移行過程が迅速であるほど、住民が獲得する経済的便益の割引現在価値は高まる。シミュレーション分析の結果、収束時間は、移転前における事前的所得格差の減少関数であることが分かった。つまり、米生産量の格差が大きいほど、相互協調への収束は迅速に進む。この事前的な格差を所与として、移行過程をできるだけ早めるためには、下流農村から上流農村への所得移転(直接支払いと森林保全費用の負担)が不可欠である。

最後に、本報告では、わが国の農業用水合理化転用事業を事例として、応益ルールの妥当性を検討した。分析は、都市から農村への所得移転(直接支払い)と補助金の交付が不可欠であることを示唆している。